

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第12回 総会議事録

期日 令和 6年 3月12日

場所 おいらせ町立東公民館

第12回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館

2. 開会期日 令和 6年 3月12日 (火) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 6年 3月12日 (火) 午後 4時30分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	16番 川口 勉 君	
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

5番 沼館 廣志 君、15番 久保田 信一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第27号 おいらせ町農地賃借料情報について
- (2) 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第29号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 議案第53号 令和6年度労働賃金等の標準額の設定について
- (5) 議案第54号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (6) 議案第55号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第56号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (8) 議案第57号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定について
- (9) 議案第58号 贈与税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について
- (10) 議案第59号 令和6年度おいらせ町農業委員会基本方針について
- (11) 議案第60号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について

7. 会議録署名委員

8番 袴田 光雄 君、9番 佐々木 明博 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 次長 川口 嘉大

9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただいまから、令和5年度第12回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 17名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、15番 久保田 委員については、欠席のむね連絡がありました。あと、沼舘 委員に関してこれから来るとお思いますので。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、8番 袴田 光雄 委員、9番 佐々木 明博 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の川口次長を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第27号「おいらせ町農地賃借料情報について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長です。</p> <p>それでは、報告第27号について説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p>

	<p>本件は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの農地法第3条並びに農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約について、賃借料を集計したものであります。</p> <p>金額については議案書のとおりです。平均額は昨年と比較して、 <small>じょうでん</small>上田は95円の増、<small>げでん</small>下田は1,068円の増、普通畑は1,418円の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
16番 (川口委員)	<p>議長。16番 川口 勉です。</p> <p>このデータは中間管理機構から取ったものですか。というのは、私が過去に田んぼを中間管理機構通して借りたときに賃料ゼロで借りたことがありました。</p> <p>私の感触だと、本当は賃料はもうちょっと低くなってもいいのではないかなと思っております。で、畑の方の高い方が17000円うんぬんで、最低が5000円。これも場合によっては、賃料ゼロのところがあるんじゃないかなとおもいますが、どこからデータを出したのか、その辺ちょっと教えてください。</p>
事務局 (川口事務局次長)	<p>はい、お答えします。</p> <p>こちら賃貸借のみで、それから中間管理機構を通したものではなくて、基盤法、農業委員会の方を通して貸借したもののうち、賃貸</p>

借によるものだけピックアップしたものです。抜き取って、それで集計などして平均を出して報告させていただいているものです。

それで今、川口委員がおっしゃったとおり、使用貸借でゼロ円というものは結構、実際どちらが多いのかというのはちょっとわからないですけど、調べてみないと。かなりあります。特に中間管理機構の方は。使用貸借が非常に多くなっております。

また、それでもならば10a当たり10,000円とか5,000円とかそういう感じで、賃貸借の契約をしている、その理由というのが、もちろん農地の生産性とかそういったときの農地だったら少しお金出すよというものあるとは思いますが。やはり畑地化するために、田んぼを借りたとしても水利費がかかったりして。で、水がかりを貸主、所有者の方が引き続き払っていくにあたりまして、水がかり代程度は賃借料として払いますって。ゼロじゃなくて、ただじゃなくて、払いますというような約束ごとで貸し借りが進んでいるケースが見受けられます。そういった形で、賃貸借が大体こういう平均金額になっているという形になります。

以上です。(回答を、中間管理機構の貸借も含まれていると後日訂正)

16番
(川口委員)

わかりました。

議長

あと、ないですか。ないですか。

(質疑・意見なし)

<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第27号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第28号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、報告第28号について説明します。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第28号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第29号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長です。</p> <p>それでは、報告第29号について説明します。</p> <p>議案書の3ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、報告第29号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第53号「令和6年度労働賃金等の標準額の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長です。</p> <p>それでは、議案第53号について説明します。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和6年度の労働賃金等の標準額の設定について審議を求めるものであります。賃金の算出根拠ですけれども、周辺市町村、六戸等との労働賃金の比較を行った上で、標準額の決定をしております。</p>

	<p>なお、昨年度からの変更点としてですが、田畑一般作業の単価を、県の最低賃金を下回らないように、6,824円から7,200円に変更し、機械田植えとバインダーによる稲刈りを、それぞれこれも六戸町とかと比べて少し安かったものですから、5,500円から6,000円に変更したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第53号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第53号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第54号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第54号について説明します。</p>

議案書の5-1ページと5-2ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件であり、権利の内容は売買による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が1件、賃借権の設定が1件です。

番号1は、5年間の賃借権の設定です。

資料2をご覧ください。

譲渡人は、[]さん、譲受人は、[]。

土地の所在は 向山二丁目 [] 外2筆、地目は畑、面積は合計22,009平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料3をご覧ください。

譲渡人は、[]、譲受人は、[]。

土地の所在は 向山二丁目 []、地目は畑、面積は2,381平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料3をご覧ください。

譲渡人は、[]、譲受人は、[]。

土地の所在は 向山二丁目 []、地目は畑、面積は1,004平方メートルとなっております。

番号4は、贈与による所有権移転です。

資料4から資料8までをご覧ください。

<p>議 長</p>	<p>譲渡人は、、 譲受人は、。</p> <p>土地の所在は 上久保 外7筆、地目は田及び畑、面積は合計25,928平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ありませんでしょうか。……いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第54号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第54号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第55号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長。 それでは、議案第55号について説明します。 議案書の6-1ページから6-4ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和6年2月29日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。 権利の内容は、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が5件、及び売買が1件となっております。 これにより集積される農地は29筆で、合計面積は44,432平方メートル（約4.4ヘクタール）となります。 計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 …はい、ないでしょうか。…よろしいですか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第55号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第55号は原案どおり決定いたします。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>次に、議案第56号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局次長です。</p> <p>それでは、議案第56号についてご説明します。</p> <p>議案書の7-1から7-4ページをご覧ください。</p> <p>権利の内容は、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が4件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は25筆で、合計面積は28,626.1平方メートル(約2.9ヘクタール)、設定期間は5年間から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第56号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第56号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第57号について説明します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃貸借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は3筆で、合計面積は3,389平方メートル(約0.3ヘクタール)、設定期間は令和10年8月19日までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第57号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 5 7 号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 5 8 号「贈与税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第 5 8 号について説明します。</p> <p>議案書の 9 ページをご覧ください。</p> <p>贈与税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3 年ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付することとなっています。</p> <p>今回、議案書に記載の 1 名の者より証明願いがありましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、特例農地に遊休農地がなかったことを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 5 8 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第58号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第59号「令和6年度おいらせ町農業委員会基本方針について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第59号について説明します。</p> <p>議案書の10ページと、別紙として配布させていただきました『令和6年度おいらせ町農業委員会基本方針(案)』をご覧ください。</p> <p>本案は、令和6年度の農業委員会の基本方針を定めるものであります。概要について、ご説明申し上げる前に、表記の誤りがありましたので、訂正させていただきます。</p> <p>表面の真ん中のあたり、「2 事業計画」の「(2) 会議・研修会等の開催・参加」の「①上十三地区」の誤りです。「上十二地区」にしていました。「上十三地区」に訂正願います。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>基本方針としましては、例年と一切変わっておりません。事業計画もそうなんですけども、例年よりもやっぱりちょっと力を入れていくというか、そういった形で国から求められているのは、「2 事業計画」の裏面の(5)番。というところだけちょっと表現を変えて地域計画策定の部分になっております。</p> <p>(5)番の取り決めについて読み上げさせていただきます。「農地</p>

等の利用最適化の推進並びに地域計画策定及び実行へ向けた取り組み」ということで、農業委員等による農地利用最適化の推進活動は地域計画の策定、それからその後に及ぶ10年計画としての実行に向けた取り組みというものと、やはり密接に結びついているものであるという趣旨で計画立てております。

「①「おいらせ町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する方針」に基づき、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、及び参入の促進に努める。」というところが、これまでも記載しているところでした。

②番は昨年度から、入れたものなんですけども、またちょっと表現を変えまして記載しております。「町農業の生産性向上を目指す地域計画の実現に向け、農林水産課と連携し、目標地図の整備を行う。」とあります。目標地図というものについて、改めて簡単にご説明させていただきます。

目標地図は、令和6年度中に作成しなければなりません。地図上の圃場の一つ一つの筆に担い手などを記載して、集積の目安と言いますか、目標にするということです。

目標地図の中に担い手を記載しても、それがすぐにその方々に集約されるわけではない、と想定されますけども。集積を図る上で、その目標の地図を作成しなければならない、という定めになっておりますので、今後1年間をかけてその整備を行うところでございます。

つきましては、これに先駆けて、地域計画という形で農林水産課の方も、目標地図と同じように様々な計画を立てていかなければならないんですけども。それがあの、農業者等の担い手とか農業者の

<p>議 長</p> <p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>意見等を伺う場として、来週、座談会というのを開きます。</p> <p>で、私も行ってみなければどういう話があって、どういうふうに今後に進めていけるような情報とか意見が得られるのかわからないんですけども。まずは私も参加させていただきまして、色々なお声等を、意見等をちょっと記録して、それに基づいて色々ですね、計画立てていきたいと考えております。</p> <p>で、(5)についてはちょっと重要だと思ひまして、ここで長々と説明させていただきました。(5)以外にですね、事業計画は当然これらも例年、農業委員会として取り組むべき、また法律でもやっていかなければならないと定められているものですので、その事業計画に則りまして、令和6年度も事務事業を実施していく次第であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>議長。16番 川口 勉です。</p> <p>今のところの「(8) 情報提供・相談活動」の中の「④農業委員会だよりを発行し」とありますけども、これ前に別なところで何か話をしたような気がします。最近、自分のうちで、じさまからもらった田んぼ、畑があると。ところが農家はやっていないから、草刈っているうちはいいけども、草刈り間に合わなくて草ぼうぼうになって、ロータリー掛けて欲しいとかって、そういうふうな声を聞くんですけども、誰さ頼めばいいのかわからないと。それで前にこの場</p>
------------------------------------	---

でそういうふうな話をしましょうか、というふうな話が出たこともあったんですが、中々思うように運ばなくて。

我々は農地パトロールというのをやって、ほったらかしの農地をなくしようとしているんですけども、この農業委員会だよりの中に、ここにお願いすれば草刈りとかロータリーかけお願いできますよ、というふうなものをこう。私が今、パッと浮かんでいるのは、XXXXXXXXXX。あそこでは受けたりしているので。あの早めに手を打たないと、悪いけどもあのアカザとか、何だかわけわかんない草、1メートルもなってくれば、ロータリーもかけられない状態になって。本人はやれなくて金もかかんなくてそれでいいかもしれないけど、周辺の人には迷惑するし、また住宅地に近い農地であれば、春先火事になったりして危ないので、ここにお願いすればやってくれるかもしれませんよと、一行くらい加えてもらいたいと思います。

以上です。

事務局
(川口事務局次長)

はい、お答えします。

農業委員会だより、昨年まではちょうど今頃ですね、3月のだよりとして、今頃ちょうど原稿を印刷屋に出して、去年は3月ギリギリ最後になったみたいですが、出来が上がって配布する形になっていました。

で、今年ですね、まだ半分くらいしかできていなくて。で、その中でちょっところ、今、私書いている途中で。何て言うのかな、農業者に気を付けていただきたいことと言って、「泥とか落とさないで」とか。あと何だったかな、私、ボケてしまって忘れたんですけど

れども、草を生やしてそのままにしておくとな隣の人に迷惑だとか、そういった気をつけましょうという欄を設けています。で、その中にですね、ちょっとそれを入れたいと思っています。

ていう、一民間の営利企業の名前を載せるにあたってはちょっと表現の仕方も気を付けなければならない部分もあるのかもしれませんが。局長と相談して、そこは載せたいと思います。実際に は頼むとやってくださると思いますので。

で、あとはそうですね、あるいはもし事務局の中での考え方なんですけども。農業委員会事務局にそういった相談をしてもらってもいいのかなと私は思っております。 という名前を出せば、その広報誌に出せば、コマーシャルに当たるんじゃないかという意見をもし上から言われたら、事務局に、困っている方は事務局にやってもいいのかなと思います。その辺ちょっと調整したうえで、今回の農業委員会だよりは一週間くらいちょっと遅くなるので。すごいちょっと私、都合悪くて言いたくなかったんですけども、今回のだよりの方で入れさせていただきます。もし必要であれば、ホームページにも4月以降はそういったものを載せたいと思っておりました。

以上です。

議長

まあ、これ地区でやれる方もいるから、ある程度ピックアップして、この地区はっていう活動の方法もあるのかなとあり得るのかなと思うんですけども。その辺は事務局長と相談して、頼むね。

議 長	<p>はい、あとございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第59号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第59号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第60号「農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第60号について説明をします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条の規定により農業委員会事務局職員は、農業委員会が任免することとなっています。</p> <p>今回、職員の人事異動については、農業委員会会長に委任することの承認を求めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>失礼いたしました。さっき「放免」と言いましたが、「任免」です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第60号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第60号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました</p> <p>これで、第12回おいらせ町農業委員会総会を、閉会いたします。</p>

閉会 午後4時30分